

3 これまでの主な施策の検証

(1) 第3子以降の出生数向上の取組

1 これまでの取組について

平成3年度からスタートした「秋田県新総合発展計画」において人口減少問題が重要課題として位置付けられ、その解決に向け第3子以降を対象とした保育料の助成及び奨学金制度が実施された。

2 事業開始の背景（平成3年より事業開始）

平成2年の合計特殊出生率は全国1.54、本県1.57といずれも過去最低となるなど人口減少対策の緊急性が高まっていた。

また、平成2年に実施した「出生と子育てに関する意識調査」では、県民の約6割が「子どもの数は3人が理想」としながらも、「実際にもうける予定の人数は2人まで」が4割を占めており、その理由としては「教育費の負担が大きいから」、「収入が少ないから」等の経済的要因が多数という結果であった。このような状況を踏まえ、本事業がスタートした。

図表 48 当時の問題意識

項目	内容	課題
○自然増減	・出生数の減少により、調査始まって以来の自然減状態に近づく	出生数を増やす
○合計特殊出生率	・過去最低の1.57を記録	出生率を上げる
○県民意識 (平成2年「出生と子育てに関する意識調査」)	・「理想の子ども数は3人」が6割を占める一方、「現実にもうける予定は2人まで」が4割を占める 理由:「教育費の負担の大きさ」や「収入の少なさ」等の経済的要因が多数	経済的負担を解決する

3 事業内容

① すこやか子育て支援事業（保育料助成）

少子化対策として、第3子以降の乳幼児（0～6歳）の保育料に対し助成する。

- ・事業内容：第3子以降の保育料の無料化

（平成15年度より、対象となる乳幼児を、それまでの第3子以降に加え、第1子の0歳児に拡大）

- ・交付先：市町村

- ・補助率：県1/2、市町村1/2

- ・実施期間：平成3年7月～平成17年7月（経過措置は平成23年度で終了）

※経過措置：平成18年4月1日以前に生まれた第3子以降の保育料は、就学するまで無料。

平成18年4月1日以前に生まれた第1子の0歳児の保育料は、1歳になるまで無料。

② すこやか奨学金基金・すこやか奨学金貸与事業

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、奨学金を貸与する。

- ・貸与者：3人以上子どもがいる世帯の第3子以降の大学・短大進学者

- ・貸与者枠：500人（ただし、平成17年度より250人）

- ・貸与条件：月額3～6万円（無利子）

- ・償還期間：貸与期間の3倍以内（据置期間6か月）

- ・償還免除：県内に居住している間は1/2免除

（平成18年度より、対象を第3子以降の者に加え、その兄弟姉妹まで拡充（同一世帯内の子ども数から2を減じた数まで））。

（平成20年度で新規採用は終了し、21年度からは秋田育英奨学金に統合。多子世帯に限定した新規貸与者枠を廃止）。

- ・実施期間：平成3年度より基金積み立てを開始し、平成13年度から貸与事業を実施。平成20年度で新規採用を終了した。

4 現在の取組

「すこやか子育て支援事業」は、補助率や対象範囲、所得制限など事業の見直しを行いながら、現在も継続している。

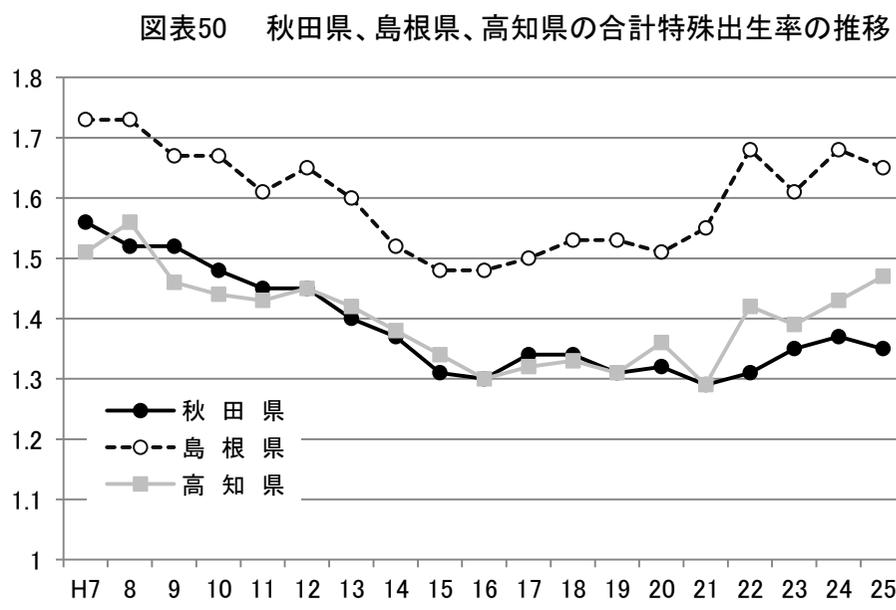
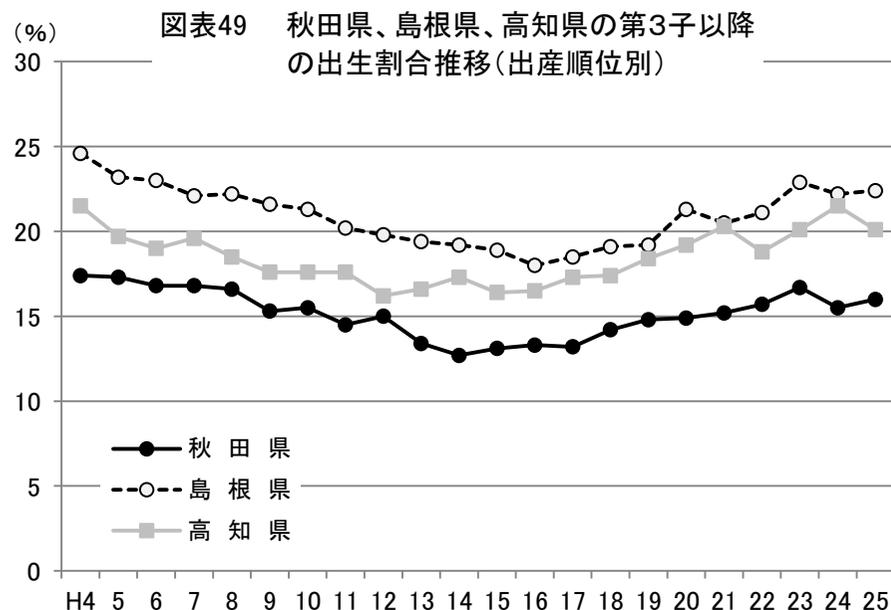
事業実施から10年以上が経過した平成13、14年頃に、第3子以降の出生割合が急激に低下し、事業効果にかげりが見えてきたことや、経済的支援の拡大に対する県民要望が高まったことから、平成17年8月より子育てにかかる経済的負担の軽減を図るとともに、第1子、第2子の早期出産を促し、更に第3子の出生増につなげるという視点での政策にシフトした。

(平成17年8月より、助成対象を第1子以降のすべての1～6歳児に拡大。加えて、0歳児に対し乳児養育支援金を月額1万円支給。(所得制限の導入))

(平成21年度より、助成対象を0～6歳児へ拡大。乳児養育支援金を廃止。補助率：所得税非課税世帯1/2、所得税課税世帯1/4。)

5 他県の状況と主な取組

自然減少率が本県に次いで高い島根県及び高知県と比較すると、第3子以降の出生割合及び合計特殊出生率が3県とも一時は低下したものの、島根県及び高知県は平成20年以降回復傾向にある一方で、本県はそこまで至っていない状況である。



① 島根県

・第3子以降保育料軽減事業：市町村が行う第3子以降の3歳未満の児童にかかる保育料（保育所のみ）について、その半額を補助（H15～）

② 高知県

・乳幼児医療費補助金：就学前の乳幼児医療費の助成（第3子以降の就学前幼児の医療費原則無料化）（H21～）

・多子世帯保育料軽減事業費補助金：第3子以降3歳未満児の保育料の無料化（H21～）

・こうち木の住まいづくり助成事業費：高知県内の乾燥木材を使用して新築・増築・リフォームを行う場合100万円を上限に助成（H25～）
第3子（中学生以下）がいる子育て家庭に対し、内装化粧仕上材で算出された金額分をさらに加算

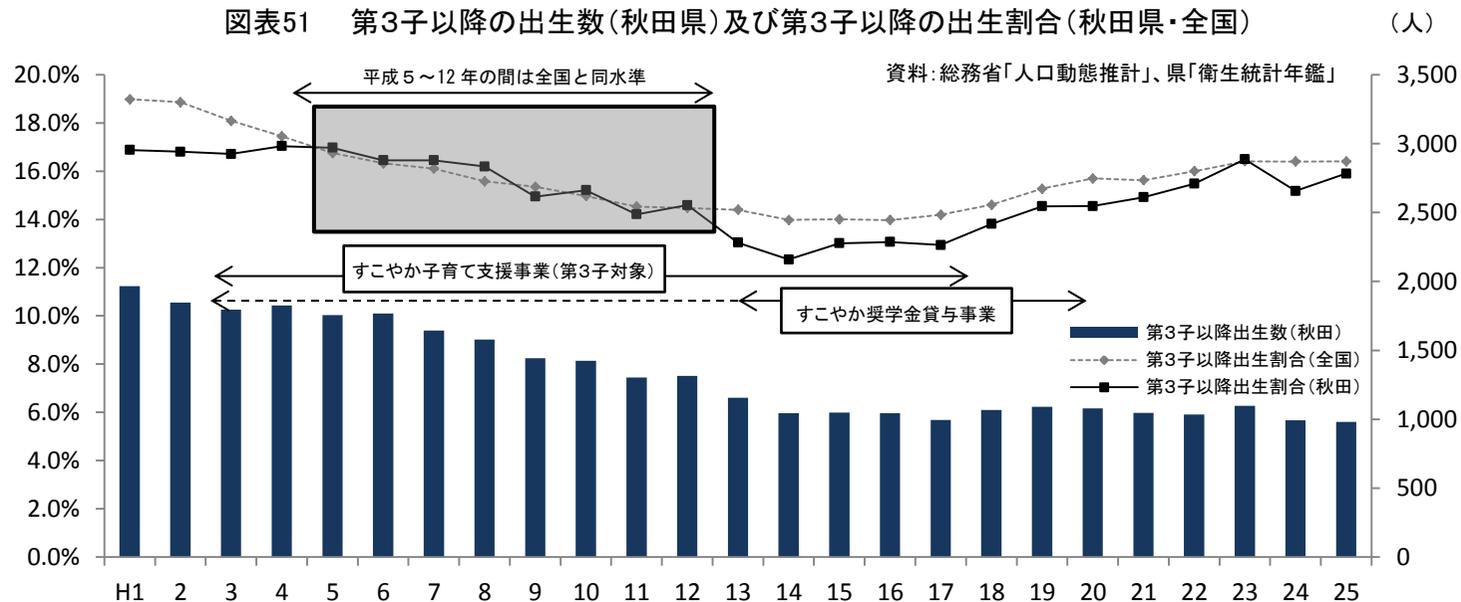
③ その他の都道府県との比較

保育所・幼稚園のいずれも第1子からを助成対象にしているのは秋田県のみ

6 事業の成果

① 第3子以降の出生割合

第3子以降の出生割合は、全国を下回る年が続くものの平成5年から12年頃までの期間は全国平均並の割合を維持していた。

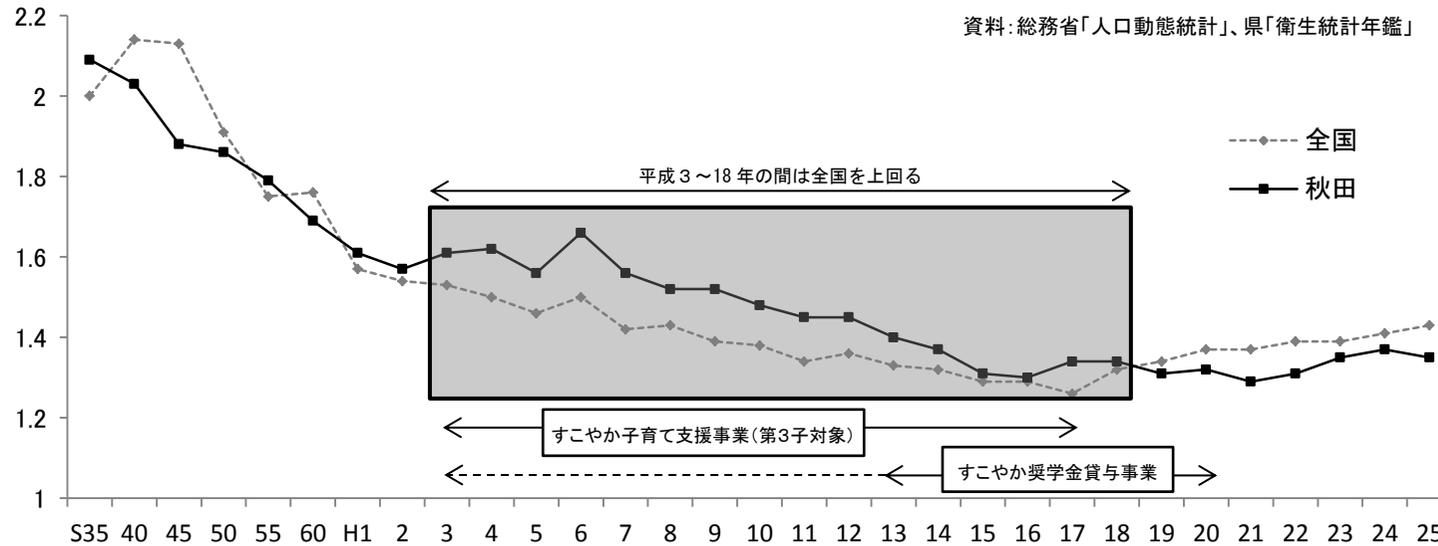


② 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成3年から平成18年の間は全国平均を上回っていた。

図表52 合計特殊出生率

資料：総務省「人口動態統計」、県「衛生統計年鑑」



7 まとめ

平成2年まで全国平均より低い状況が続いていた第3子以降の出生割合は、平成5～12年頃までの期間は全国平均並の割合を維持しており、また、合計特殊出生率も事業開始後の平成3～18年の間全国平均を上回っている。※平成13年度からすこやか奨学金貸与事業開始（平成17年度からは貸与枠縮小）

このように、全国的に第3子の出生割合及び合計特殊出生率が低下している中で、一定期間にわたり、本県の数値が持ち直していた状況を鑑みると、保育料の無料化や奨学金制度は、第3子以降の出生に関し一定程度寄与したものと考えられる。

(2) Aターン就職支援の取組 (※Aターン:秋田県へのUIターン)の総称。秋田(Akita)へオールターン(All Turn)の願いを込めている。)

1 事業開始の背景

昭和48年12月からの第1次オイルショック以降、一時持ち直した本県人口は、昭和57年には再度減少に転じた。県内新規学卒者を中心に首都圏からのUターン者を含む若年労働力の地元定着や産業構造の高度化などを推進するためには、地場産業の振興・企業誘致の強化とともに、急速に技術革新や情報化が進む中で、先端技術産業等の県内企業から、技術開発を推進できる有能な人材が求められていた。

また、若年者の県外流出が続く一方で、企業誘致の推進によって技術者を中心とした人材需要が増大したことから、これまでのUターン対策をさらに充実強化し、平成3年からは、「新総合発展計画」に戦略プロジェクト「ふるさと定住作戦」を掲げ、県民一体となった「Aターン大作戦」を展開することとなった。

2 「Uターン技術者等確保対策事業」の実施(昭和60年～平成2年)

県出身で県外就職している若年技術者を対象にした「Uターン希望者動向調査」や、県内企業に「Uターン技術者等の採用動向調査」を実施し、希望動向把握や情報提供によるマッチングを行い、併せてUターン相談員による指導など必要なフォローアップを行った。

・実施内容の推移

昭和60年度	【情報提供】技術者需要情報一覧表の作成・展示(県外事務所、県内公共職業安定所、市町村)
昭和61年度	【動向把握】企業へUターン希望技術者需要動向調査実施
昭和62年度	【情報提供】リーフレット、パンフレットの作成配布
昭和63年度	【動向把握】「Uターン技術者動向調査」の実施 【体制支援】Uターン希望者相談窓口の設置(県内公共職業安定所)、希望者登録制度の創設
平成元年度	【動向把握】「Uターン希望者動向調査」(県外就職した工業高校卒業者、大学卒業者を対象)の実施、Uターン就職希望者の基本台帳作成、技術者以外の一般希望者の把握及び基本台帳への登録 【情報提供】関係機関への基本台帳情報の提供 【体制支援】Uターン相談員の配置
平成2年度	【体制支援】Uターンアドバイザー制度の創設(東京8名、仙台4名)

3 「Aターン就職促進事業」の実施（平成3年以降）

秋田への就職を更に促進するため、Aターン支援事業として、就職希望登録や情報提供を実施する組織である「財団法人秋田県ふるさと定住機構」の設立や事業推進のための基金の造成をするとともに、情報発信の拠点となる「Aターンプラザ秋田」を開設した。また、多様なAターン事業を実施することで、秋田へのオールターン支援を行っている。

・実施内容の推移

平成3年度	【体制支援】財団法人秋田県ふるさと定住機構の設立、ふるさと定住基金の造成、住宅・教育等生活関連情報を提供 ふるさと就職相談会（東京・県内）、家族見学会の実施 【動向把握】Aターン希望者動向調査の実施、希望者登録制度の充実
平成4年度	【体制支援】「Aターンプラザ秋田」の開設（東京：有楽町）、相談員の配置（2名） Aターン情報システムの運用開始
平成5年度	【情報提供】首都圏においてTVスポットCM放映
平成18年度	【体制支援】「Aターンプラザ秋田」移転（東京：有楽町から都道府県会館内に移転）
平成19年度	【体制支援】Aターン登録者に対し就職面接交通費の助成、相談員の配置（3名）
平成20年度	【体制支援】Aターンプラザ内に無料職業紹介所開設、本庁及び秋田を除く各地域振興局に雇用労働アドバイザーを配置（8名）
平成24年度	【体制支援】就職面接会参加企業への参加経費助成を開始（平成25年度実績：36件）
平成25年度	【動向把握】新規登録者入力用フォームの新設（ふるさと定住機構のHPに入力フォームを表示）

4 他県の主な取組

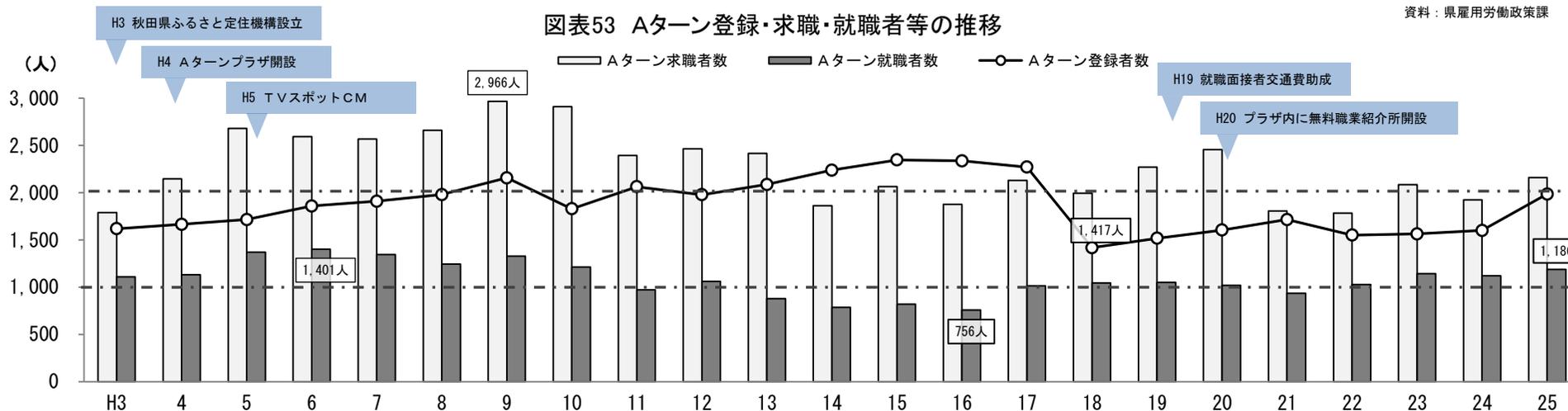
東北の他県においても、UIJターン登録制度や無料職業紹介など本県とほぼ同様の支援がなされている。特に鳥取県及び島根県では、東京での相談会における就職相談、農業などの就業や市町村と一体となった移住・定住に関する相談コーナーが設けられるなど、積極的な取組が行われている。

5 事業効果

① Aターン登録者、求職者、就職者の推移

平成3年の事業開始以来、「Aターンプラザ秋田」を活用した秋田への就職を希望するAターン登録者数は2千人前後で推移しており、また求職数、就職数は平成13年のIT不況や平成20年のリーマンショックによる影響もみられるが、それぞれ一定数を維持しながら推移している。

- ・「Aターン登録者数」は2千人前後で推移し、平成18年にいったん減少した後、近年また増加傾向にある。
- ・「Aターン求職者数」は平成9・10年度に3千人近くまでになったが、11年度以降は2千人前後で推移している。
- ・「Aターン就職者数」は平成6年から16年頃まで減少傾向にあった。平成17年度以降は景気後退の影響が大きかったものの、21年度を除けば千人を維持している。

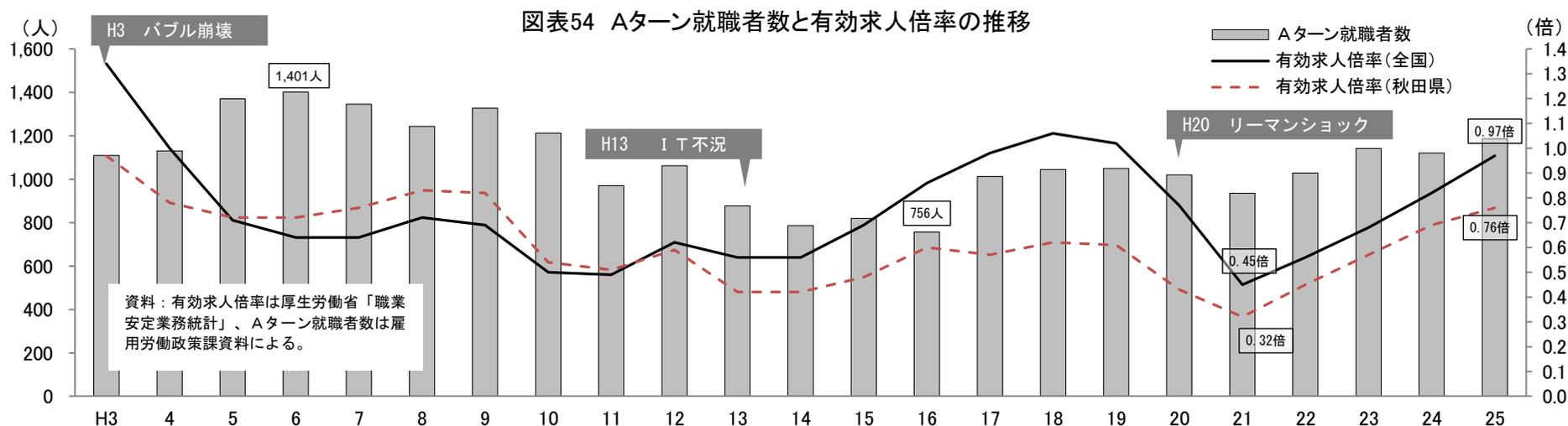


Aターン登録者：県外居住者で県内に定住かつ就職を希望し、Aターン希望登録した方
Aターン求職者：県外居住者で県内に求職申込した方+県外から県内に転居後、6ヶ月以内にハローワークに求職申込した方
Aターン就職者：Aターン登録者で県内に就職した方+県外居住者でAターン登録せずにハローワークにて県内就職した方

② Aターン就職者数と有効求人倍率の推移

Aターン就職者数は、平成3年度の事業開始以降、国内・県内の経済状況や有効求人倍率の低下にもかかわらず、概ね千人前後を維持しながら推移している。

- ・県内有効求人倍率は平成2年度の1.03をピークにバブル崩壊とともに低下し、その後も景気後退局面においては低下がみられ、平成20年のリーマンショックの影響によって、翌年には平成以降最低の0.32まで落ち込んだ。
- ・一方、Aターン就職者数はバブル崩壊以降の全国と県内の有効求人倍率が逆転した平成5～10年度においては、1,200～1,400人と高い水準で推移した。また、リーマンショック後においても前述のとおり概ね千人を維持しているが、景気回復局面の中で大幅な増加にはなっていない。



6 まとめ

県外から県内就職した人数（Aターン就職者数）は、「Aターン就職促進事業」を開始した平成3年度より、県内外の景気状況等にもかかわらず毎年千人前後で推移している。

これは、平成3年のバブル崩壊や平成20年のリーマンショック以降の景気後退局面において、大都市圏の景気後退の影響が地方よりも大きかったことや、「財団法人秋田県ふるさと定住機構」の設立やきめ細かな情報（求人、住宅、教育等生活関連）提供、テレビCMによるPR、Aターンプラザ内への無料紹介所開設などにより、Aターン登録者数を安定して（毎年2千人前後）確保できたことによるものと考えられる。

しかしながら、戦後一貫して続いている社会減の歯止めとしては十分ではなく、「Aターン」事業の尚一層の取組の強化が求められている。

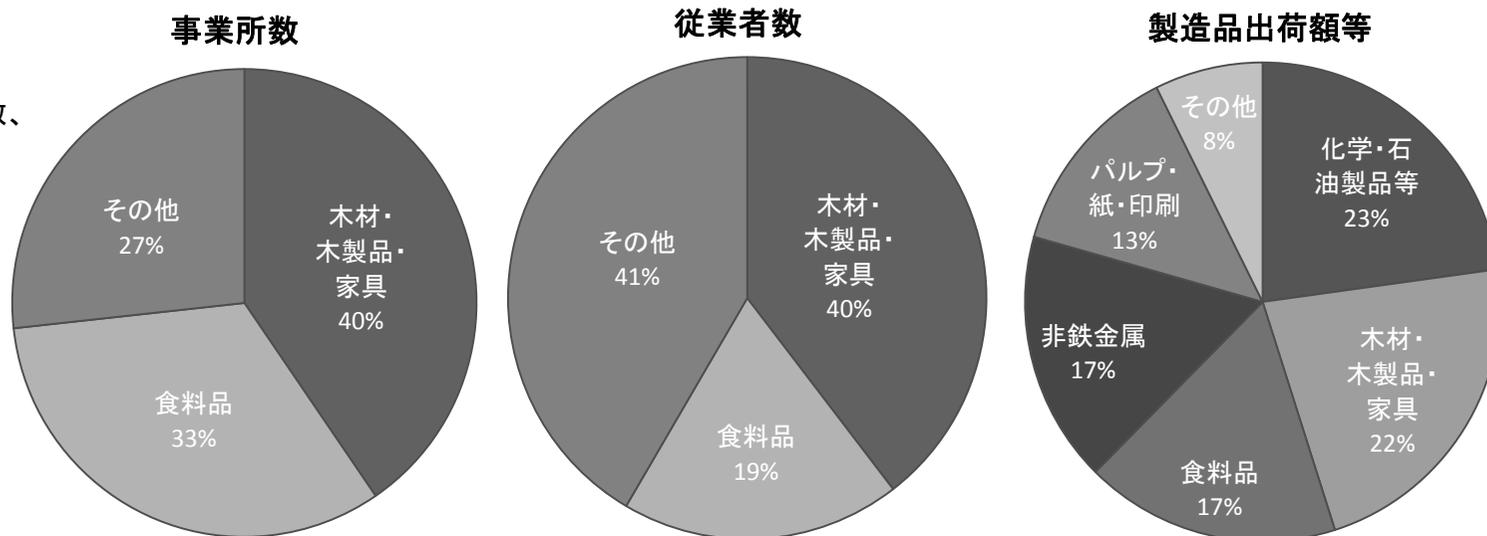
(3) 企業誘致の取組

1 背景

昭和30年(1955年)の工業統計によれば、本県の事業所数及び従業者数は、農林水産物の生産を背景とする「木材・木製品・家具製造」と「食料品製造」が過半数を占めていた。製造品出荷額等においては、「化学・石油製品等」(茨島の化学肥料、土崎の製油・化学)や「非鉄金属」(北鹿の鉱業)、「パルプ・紙・印刷」(新屋のパルプ)など、本県の鉱物資源等を生かした業種が大きなウェートを占めており、当時の本県工業は、資源立地型の工業が中心であった。

図表 55

昭和30年の本県事業所数、
従業者数、製造品出荷額



2 施策・事業の推移

① 工業開発のおこり

昭和30年(1955年)以降の高度成長期において、太平洋ベルト地域の重化学工業の発展により、本県の若年労働力の県外流出が問題となってきた。一方、土地改良事業を中心とした農業構造改善による農作業の省力化は、多くの余剰労働力を生み出し、これが県外への出稼ぎという形であらわれ、社会問題化した。

これらの問題に対処するため、県内に雇用の場を拡大することが必要となり、既存工業の育成拡大を図る一方、成長性のある企業を積極的に導入することが急務であると考えられるようになった。このため、工業の開発が、農業の振興と並んで、県政の大きな柱とされるに至った。

② 秋田県工業化促進条例～秋田県工業施設整備基金条例

県内に工場を設置する者に対し、税の減免等の優遇措置を講ずるため、昭和 37 年に「秋田県工業化促進条例」が制定された。また、工業用地や新設工場の機械等の整備を行う市町村に対し資金を貸し付けるため、昭和 40 年に「秋田県工業施設整備基金条例」が制定された。

③ 工業立地のあゆみ

こうした中、本県では、昭和 36 年に「豊富な労働力と広大かつ、低廉な工業用地」をキャッチフレーズに、「一町村一工場」を基本方針として、「機械製造業」「電気製造業」「輸送用機器製造業」を重点立地促進業種として積極的に誘致する方針を立て、大型企業誘致に努めた結果、昭和 44 年には、誘致企業数の累計が 100 社を超えた。

④ 工業団地の整備

企業の集積が進み、当時の分散的な誘致方式では通勤労働力及び工業用地等が限界を迎えることから、用地の整備にあたって規模の大きい工業団地方式を併せて採用する「9ブロック10団地構想」が策定され（昭和 45 年）、平成 2 年までに 7 団地が整備されたほか、秋田空港（昭和 56 年開港）の機能を産業振興に生かすため、同年から、秋田市御所野地区と河辺町七曲地区に「臨空港型工業団地」を整備した。

また、新たな工業団地開発の必要性が高まり、平成 12 年度を目標年度とした「新規工業団地開発整備構想」が策定され、昭和工業団地、横手第二工業団地、大館第二工業団地、本荘工業団地が平成 10 年までに整備され、分譲が開始された。

⑤ 工業団地の開発

平成 3 年から秋田港飯島地区に製紙会社「大王製紙（株）」の進出を見込み、大規模な埋め立て工事を行い、秋田湾新産業拠点（A-BIZ）を整備し、65.1ha を造成した（うち利用可能面積は 54.3ha）。しかし、市況の変化などにより、平成 13 年 4 月に「大王製紙（株）」が進出を断念したため、現段階でもそのほとんどの用地が空いている状況にある。

また、平成 19 年には、当時東北進出を窺っていた「トヨタ自動車（株）」の関連企業を誘致する目的で、大仙市神岡地区に 100ha 規模の大規模工業団地を造成する構想を立て、環境影響評価等を実施しており、今後、具体の企業の姿が見えた段階で造成を開始する予定である。

⑥ 立地企業に対する支援

県内では、「秋田県工業化促進条例」等により税の減免等の企業支援が始まり、昭和 47 年の「工業再配置促進法」による産業再配置促進費補助金（通商産業省：移転、新增設工場の床面積に一定の単価を乗じて、運動場、体育館、児童館、従業員食堂、工場駐車場等に対する補助金）により企業及び市町村が助成を受ける時期が長く続いた。

3 誘致手法

【企業訪問及びワンストップサービス】

- ・企業誘致のため、県産業労働部では年間1,800件（平成25年度実績）を超える企業訪問を実施している。このうち、誘致済企業のフォローアップは、869件となっており、誘致済企業の県内投資や関連企業の進出に関する情報の収集に努めている。
- ・また、県や市町村の関係部局と緊密に連携を取りながら、農業振興地域の規制の解除や環境規制に関する手続き等の情報提供を県産業集積課で一元的に実施しており、迅速な立地に向けて積極的にサポートしている。

【インセンティブ】

- ・企業誘致に当たり、工業団地というハード整備を進めるほか、進出にあたっての税の減免、貸付制度、補助制度等のインセンティブを設け、立地促進を図ってきている。その主なものは以下のとおりである。

ア 優遇税制

- ・昭和38年から秋田県工業化等促進条例による優遇措置を講じ、立地に際して企業が取得した土地、整備する建物及び関連施設（道路、用排水路等）に対して県税の課税免除という奨励措置が取られるようになり、現在も引き継がれている。

イ 貸付金

- ・昭和40年、誘致企業の立地整備を目的として「工業施設整備資金」を創設、市町村の実施する工業用地整備事業、工場機械整備事業に対する貸付を行った。
- ・昭和56年、企業誘致の促進と早期立地を目的として「企業誘致促進資金」を創設し、誘致企業の用地取得、建物、機械設置等の新設事業に対して低利での貸付を行うこととした。
- ・昭和58年、前記の資金を統合し「秋田県企業立地促進資金貸付金」を創設、新たに県内に立地する県認定企業に、低利資金制度による誘致の促進が図られた。

ウ 補助金

- ・平成4年「テクノサテライト企業育成事業補助金」、平成5年「海外シフト等対策支援事業補助金」、平成7年「コスト削減対策支援事業補助金」を創設し、県内中小企業が実施する自動化・省力化事業や、親企業の海外シフト等の影響により新技術を導入する等の設備投資に対して支援を行った。
- ・平成8年には、本格的な誘致のための補助制度である「基盤業種導入促進事業費」を設け、現在まで形を変えて継続している。

【工業団地の整備】

- ・県内における立地の受け皿として18の工業団地を整備しており、造成面積は572.9ha、うち分譲している団地は11団地で380.6haが分譲・貸付済、分譲率は66.4%（H26.12.31現在）となっている。

- ・団地の分譲率や分譲実績に応じた 30%～50%の割引制度や 5%～30%の大規模利用促進減額制度を創設して分譲促進に努めている。また、団地の分譲及び貸付は、ここ数年間は 5 件～7 件で推移しているが、貸付の件数が増加していることと、小割分譲地が比較的売れている傾向にあるため、企業ニーズに応じた分譲形態について模索しているところである。

【フォローアップ】

- ・県内への新規誘致のほか、誘致済企業訪問専門員、企業誘致アドバイザー等による、県内外の誘致済企業やその関連企業に対するフォローアップを実施し、誘致済企業の新增設の動きを常に把握するとともに、企業の成長と体力強化を支援することで、雇用の維持・拡大を図っている。

【秋田県企業誘致推進協議会】

- ・平成 9 年、県及び市町村等が企業誘致に関する情報交換や交流を通じて相互に連携を深めるとともに、一体となって優良企業の誘致活動を行い、県工業団地等への企業誘致を推進することを目的として秋田県企業誘致推進協議会が設立された。本協議会が主体となって、東京や大阪での企業立地セミナーや誘致済企業懇談会を開催し企業誘致に結びつけている。

4 ターゲット

これまでの企業誘致においては、本県にとって進出が望まれる業種を補助事業の対象企業に指定し、誘致ターゲットとして立地促進を図ってきたという経緯がある。

具体的には、平成 8 年に導入した「基盤業種導入促進助成事業補助金」では、メッキ、熱処理、塗装、プレス、金型、プラスチック成形、機械加工を対象業種と指定し、県内立地の促進を図ってきた。

この制度は、その後数回の制度改正を経て、本県に不足している基盤業種のみならず、将来本県の発展に資するような先導的企業、雇用の確保に大きく貢献するような企業などを対象業種として指定してきている。

また、県内の産業集積を進めるためには、地域ごとに特性や資源を生かした企業立地を進める必要があり、現在、平成 19 年施行の企業立地促進法に基づき、4 業種について基本計画を策定し、国の支援策のほか県補助の補助率の加算制度を設け誘致活動を行っている。

5 成果

【件数と割合等】

- ・昭和 36 年度から平成 25 年度までの実績は、延べ誘致件数 647 件、うち撤退・廃止等 317 件で、平成 26 年 3 月末現在 330 の企業が県内で活動を継続している。

- ・県内製造業に占める誘致企業の割合は、事業所数で 13.6%、従業者数で 42.8%、製造品出荷額で 53.4%と大きな割合となっている。(平成 25 年「工業統計調査結果速報」)

【誘致企業における業種別分析】

- ・昭和 36 年からこれまでの誘致企業 647 社の業種別内訳は、電気機械 (23.6%)、衣服 (14.5%)、一般機械 (8.2%) の順となっている。
- ・基盤業種、重点業種として指定された業種も誘致されているものの、電気機械産業 (電気・電子関連企業含む) の占める割合が高い。

6 課題

【国内立地環境の変化】

- ・高度成長期、バブル景気時の企業の地方進出は、国内人口の増大と旺盛な国内消費や拡大する輸出に支えられてのものであった。その後の国内マーケットの縮小や、為替リスク回避とコストダウンのため人件費の安いアジアを始めとした企業の海外進出が進展する中で、製造業の新たな国内投資案件を探すことは難しい時代になった。また、成長分野においても、製品のライフサイクル短期化の影響を受け、設備投資に対して慎重な姿勢になってきており、誘致活動における道府県間の競合も厳しさを増している。

【学卒者の受皿としての雇用の場の確保】

- ・本県では、18 歳から 23 歳までの年齢層の転出超過が突出しているが、これは県内産業全体として十分な雇用吸収力を有していないこと等が原因であり、賃金や事業内容等の面で新規学卒者にとって、県内に止まりたくくなるような魅力的な雇用の場の創出を目指していく必要がある。

7 他県の状況

経済産業省が実施している工場立地動向調査結果をもとに、北海道、東北、北関東の企業立地件数、雇用予定者数について図表 56・57 のとおり集計した (※同調査の対象は誘致企業に限定していない)。北東北 3 県、南東北 3 県、北関東 3 県で同様の傾向にある。近年は、自動車関連企業の立地もあり北東北では岩手県、南東北では宮城県が比較的多い。

なお、全国の立地動向を見ても、S59-S63 と H1-H5 をピークに徐々に立地件数が低下している。

図表 56 全国、北海道、東北、北関東の企業立地件数

(単位:件)

年 度	S49-S53	S54-S58	S59-S63	H1-H5	H6-H10	H11-H15	H16-H20	H21-H24	計
全 国	8,061	9,885	13,516	15,535	6,973	5,114	8,049	3,749	70,882
北海道	484	625	668	982	358	265	270	157	3,809
青森県	144	147	253	347	119	43	71	21	1,145
岩手県	127	209	315	367	152	74	112	60	1,416
宮城県	231	207	435	430	206	243	211	116	2,079
秋田県	128	211	307	366	115	86	81	35	1,329
山形県	265	345	368	473	303	160	164	54	2,132
福島県	250	236	526	483	244	148	218	79	2,184
茨城県	249	336	583	556	201	218	336	158	2,637
栃木県	194	317	435	389	186	153	274	139	2,087
群馬県	308	359	593	512	227	201	464	200	2,864

※工場立地動向調査:製造業、電気業、ガス業、熱供給業の用に供する工場又は研究所を建設する目的で、1,000平方メートル以上の用地を取得(借地を含む)したものが対象

図表 57 全国、北海道、東北、北関東の雇用予定従業員数

(単位:人)

年 度	S54-S58	S59-S63	H1-H5	H6-H10	H11-H15	H16-H20	H21-H24	計
全 国	498,848	685,334	695,734	242,492	210,298	269,291	109,045	2,711,042
北海道	15,358	17,899	33,035	9,911	5,667	7,418	2,309	91,597
青森県	7,396	15,999	18,384	3,057	1,156	2,481	618	49,091
岩手県	10,138	15,911	18,495	4,177	4,975	3,020	2,179	58,895
宮城県	12,338	23,424	19,061	7,541	10,736	9,492	4,600	87,192
秋田県	11,004	18,560	16,089	3,307	3,384	1,707	528	54,579
山形県	14,419	17,307	19,901	7,752	3,957	4,725	1,680	69,741
福島県	13,160	26,394	25,198	8,168	6,234	5,786	2,633	87,573
茨城県	22,505	31,762	28,376	10,458	12,674	9,481	3,996	119,252
栃木県	18,538	24,106	17,798	6,962	7,527	6,341	2,323	83,595
群馬県	22,686	27,669	19,616	9,858	10,877	8,985	5,309	105,000

8 まとめ

県では、県経済の活性化と雇用の安定的な確保を図るため、新規誘致企業の設備投資や誘致済企業の新增設等への支援などその時々々の社会経済情勢に対応し、必要な施策を講じながら、成長が期待できる輸送機関連企業、医療・医薬品関連企業、新エネルギー関連企業に加え、農業県の特質を生かした食品関連産業など幅広い分野に対し、積極的な誘致活動に取り組んできた。

その結果、他の産業振興施策とともに、本県の企業誘致は、国内産業構造の変遷や海外進出など経済のグローバル化の影響を受けながらも、県内に一定の雇用機会を提供したが、戦後一貫して続く人口の社会減少を解消するまでには至っておらず、今後も、産業集積に向けた取組の継続が求められる。

(4) 昭和40年代の集落移転の取組

1 経緯

① 高度経済成長期

昭和30年代以降の高度経済成長に伴い、若年層を中心として農山漁村地域から都市地域への人口移動が起こり、都市地域においては人口の集中による過密問題が発生した。一方、農山漁村地域では人口の減少により地域社会の機能が低下し、住民が一定の生活水準を維持することが困難になった（過疎問題の発生）。

② 集落移転事業の着手

田代町（現：大館市）は、主要な道路の整備に力を入れたことにより、幹線道路から離れている集落の不便さが目立ちはじめ、そこに人口の急減が相まったことから、全国でも初めての「辺地小集落解消促進条例」を制定し、集落移転事業に着手した（昭和41年12月）。

県は、市町村が行う集落再編成事業に対し必要な助成を行うため「秋田県集落再編成事業推進要綱」（昭和44年9月）を制定し、5か年で10市町村24集落の141戸の移転を計画したところ、他市町村からも移転希望が相次ぎ、早急に全体計画の修正を図った。

③ 事業計画の変更等

集落再編成事業で移転した人が、移転先で住宅を建てるために取得する土地と住宅に対する不動産取得税（県税）を免除することにした（昭和46年7月）。

移転するための宅地取得や造成に費用がかかることも考慮し、1戸当たりの移転費の補助限度額を倍額に引き上げた。（昭和48年6月）

その結果、昭和44年から48年までの5か年に、337戸が移転し、20市町村で78集落が姿を消した。そして、さらなる移転希望集落もあったことから、事業を3年間延長し継続実施することにした（事業期間：昭和44年度～昭和51年度）。

2 施策・事業の内容

① 町村の条例の制定

「集落を再編成し健全な地域社会をつくるため、小集落の移転を図り、辺地小集落を解消し、住民の均衡ある福祉の向上に資することを目的」に、昭和45年12月までに12町村が条例を設けた。（田代町（現：大館市）、阿仁町（現：北秋田市）、森吉町（現：北秋田市）、合川町（現：

北秋田市)、八幡平村(現:鹿角市)、上小阿仁村、藤里町、五城目町、由利町(現:由利本荘市)、鳥海村(現:由利本荘市)、山内村(現:横手市)、羽後町)

② 秋田県集落再編成事業

市町村が行う集落再編成事業に対し必要な資金の助成等を行うことにより、へき地の解消を促進し、併せて地域住民の均衡ある福祉の向上に資することを目的として制定した。

※「へき地」とは、「へき地指定基準」に基づき知事が指定する集落。

※「集落再編成事業」とは、へき地を解消して予定された特定の集落に移転させるために市町村が行う次の事業。

- 1) 移転世帯に対する移転費の補助
- 2) 住宅を自己建築する移転世帯に対する資金の貸付
- 3) 移転のための宅地の取得造成、公営住宅、分譲住宅の建設等集落の移転に伴い直接必要とする公共施設の整備
- 4) 移転跡地の計画的利用、移転後の転職に伴う就職指導など集落の移転に関連して必要となる事業

③ 過疎地域集落再編成事業(国土庁)

昭和46年に人口減少の著しい過疎地域を対象に過疎地域集落再編成事業に着手し、集落再編に対する助成策を具体化した。

3 集落移転の状況(事業の効果)

出典により戸数等に違いがみられるが、主な記録から移転状況を取りまとめた(最大で96集落、430戸程度が移転した)。

① 秋田県集落再編成事業

・「秋田魁新報」(昭和49年4月14日の朝刊)より

昭和48年まで20市町村の78集落337戸が移転(昭和44年27戸・昭和45年69戸・昭和46年53戸・昭和47年117戸・昭和48年71戸)

・「秋田大百科事典」(秋田魁新報社)より ※冊子「秋田・消えた村の記録」あとがき

昭和51年の事業打ち切りまで90集落、378戸が移転

② 過疎地域集落再編成事業（国土庁）※冊子「秋田・消えた村の記録」より抜粋

- ・昭和47年から昭和51年に3町村、6集落、51戸が各町村で造成した団地に移転した。

比内町柄井沢 11戸	昭和51年に「野開団地」に移転	上小阿仁村屋布 16戸	昭和50年に「水無団地」に移転
大森町夏見沢 11戸	昭和48年に「松原団地」に移転	大森町堀戸 2戸	昭和48年に「松原団地」に移転
大森町呂土 5戸	昭和48年に「松原団地」に移転	大森町吉ヶ沢 6戸	昭和47年に「松原団地」に移転
- ・「秋田大百科事典」（秋田魁新報社）より ※冊子「秋田・消えた村の記録」あとがき
国の事業では昭和55年までに、3町村の52戸が各町村の造成した団地に移転した。
(比内町柄井沢11戸 上小阿仁村屋布16戸 大森町夏見沢、吉ヶ沢など25戸)

4 まとめ

① 移転住民の意識

- ・過去に集落移転を経験した住民を対象とした意識調査によると「移転してよかった」との回答が8割以上を占める。
(総務省「H12 過疎地域等における集落再編成の新たな在り方に関する調査」より)

《集落移転をしてよかった点》	買い物や外出などの日常生活の利便性の向上：8割	医療や福祉サービスが受けやすくなった：7割
	自然災害や積雪などの不安が少なくなった：5割	学校が近くにあり子供の通学が楽になった：3割

② 課題

- ・移転には経済的な負担が発生する（新たな家屋の建築、旧家屋の解体）。
- ・移転等を選択するか否かを決定するのは、集落に暮らす住民自身であることが大原則である。
- ・平成12年度に総務省が実施した山間奥地等の基礎条件の厳しい集落の住民を対象とした意識調査によれば、約7割が引き続き今の集落に居住する意向である。
- ・集落移転による地域（里山等）の荒廃により、安全・安心な食料や水、エネルギーの供給、国土の保全など、国民全体の安全・安心な生活を支える重要な公益的機能が失われることもある。

